

第1章 計画策定の趣旨目的について

1 計画策定の背景

阪神・淡路大震災*（平成7年1月、最大震度7）では、想定外の大地震により多くの人命が失われ、未曾有の被害をもたらし、その主たる原因は、住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

これらの教訓を踏まえて、国では、平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行されました。

平成18年1月には、促進法改正により、国は建築物の耐震化の基本方針として「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を定め、計画的な耐震化を図るため、都道府県に対し耐震改修促進計画の策定を義務付け、市町村に対しても、計画の策定に努めるよう求めました。

その後、平成25年11月に「促進法の一部を改正する法律（改正耐震改修促進法）」が施行され、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物等のうち大規模な建築物に対して、耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが義務付けられました。

さらに、大阪府北部地震（平成30年6月）によるブロック塀の倒壊事故を受け、平成31年1月の政令改正により耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物にブロック塀等が追加されました。

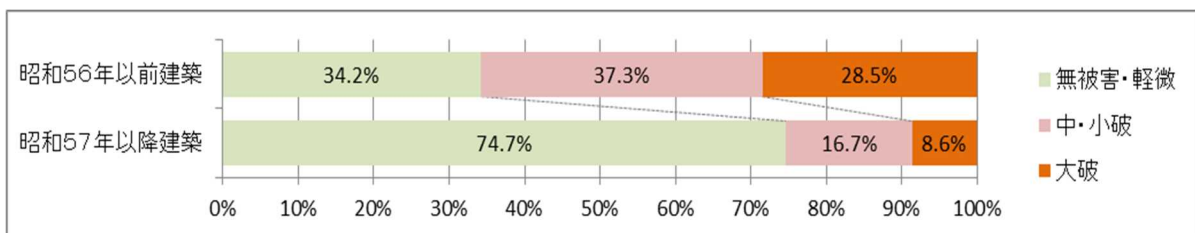
近年、東北地方太平洋沖地震（平成23年）、熊本地震（平成28年）など、各地で大規模地震が頻発しています。首都直下型地震等の発生被害が想定される中、切迫する地震発生リスクに対応し、より一層の建築物の耐震化が求められます。

（表1-1） ※ 阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

地震による直接的な死亡原因	死者数（人）	割合（％）
家屋・家具類等の転倒による圧迫死と思われるもの	4,831	87.8
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550	10.0
その他	121	2.2
合計	5,502	100.0

資料：平成7年度版「警察白書」による。平成7年4月24日現在

（図1-1） 阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況



資料：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書（建設省）による

2 計画策定の趣旨目的

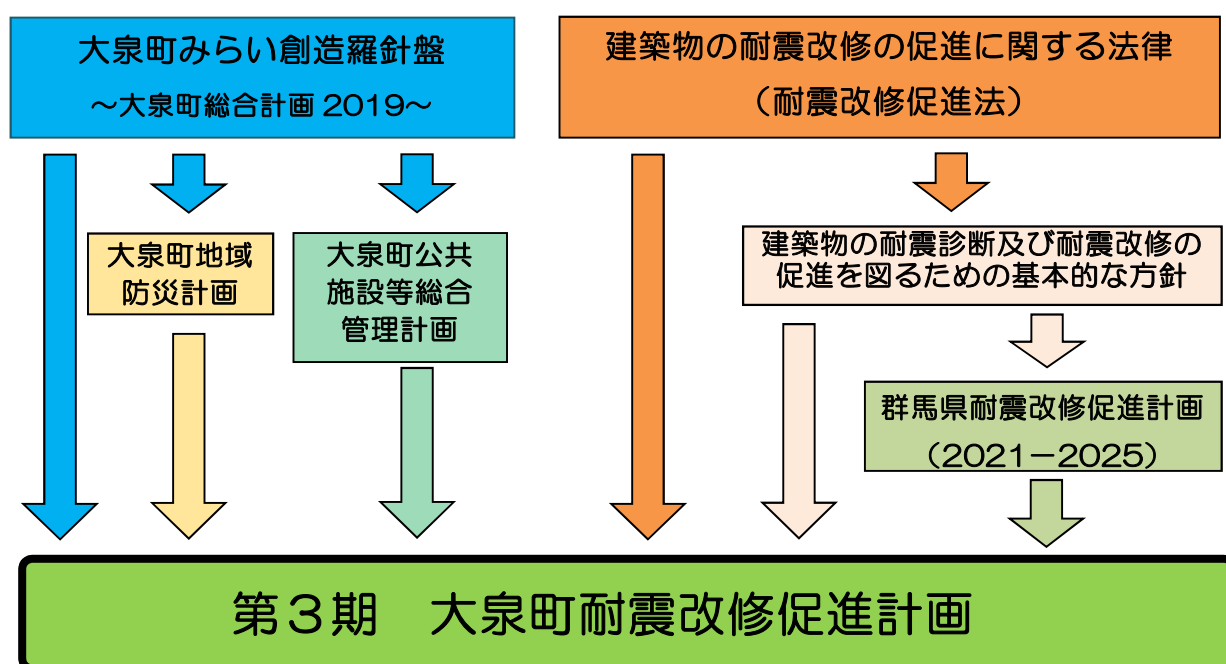
第3期大泉町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、促進法第6条第1項に基づき、第2期大泉町耐震改修促進計画（以下「第2期計画」という。）の趣旨を承継し策定します。

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命と財産を守ることを目的として、住宅・建築物の耐震化をより一層推進し、これまでよりも強力に取り組めます。

3 計画の法的な位置づけ

本計画は、「促進法」第6条に基づき策定するもので、国の「基本方針」及び「群馬県耐震改修促進計画（2021－2025）」に基づき、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」、「大泉町地域防災計画」等の地域防災に関わる内容及び、「大泉町公共施設等総合管理計画」の耐震化に関わる内容との整合を図り、本町の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進化を着実に推進するための指針となる計画として位置づけをしています。

（図1－2） 計画の法的な位置付け



4 計画の期間

本計画は、令和3年10月から、令和7年度までの計画とします。

なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応じて、適宜、目標や内容等の見直しをします。

5 対象地区及び対象建築物

本計画の対象地区は、大泉町内全域とします。

対象建築物については、改正耐震改修促進法では、すべての既存耐震不適格建築物について、耐震化の努力義務が課せられています。

本計画でも、（表１－２）の左列のとおり、４種類の建築物について耐震化の促進を図ります。

（表１－２） 耐震改修促進計画の対象建築物

種 類		内 容	備 考
住 宅		町民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも重要な住宅の耐震化を促進します。	戸建て住宅、共同住宅（長屋住宅含む）
特定既存耐震不適格建築物※１		次に示す一定の規模以上の建築物（詳細は３０ページの表５－１ 特定既存耐震不適格建築物一覧表）の耐震化を促進します。 ① 多数の者が利用する建築物 ② 被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	耐震改修促進法第１４条各号に定める特定既存耐震不適格建築物
耐震診断義務付け対象建築物※２	公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。		
	要緊急安全確認大規模建築物		耐震改修促進法附則第３条に定める要緊急安全確認大規模建築物
	要安全確認計画記載建築物	沿道建築物 ・県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物	耐震改修促進法７条に定める要安全確認計画記載建築物
		防災拠点 ・県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	
公 共 建 築 物		公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの町民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進します。	国有・県有建築物を除く

※１ 特定既存耐震不適格建築物： ３０ページの表５－１に定められた用途及び規模（特定既存耐震不適格建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物。

※２ 耐震診断義務付け対象建築物： ３０ページの表５－１に定められた要件（耐震診断義務付け対象建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物であって、昭和５６年５月３１日以前に新築の工事着手したもの（旧耐震基準建築物）。